

## 高知市ひとり親世帯生活支援特別給付金支給要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、長引く食費等の物価高騰等の影響により損害を受けた低所得のひとり親世帯を支援するために、高知市ひとり親世帯生活支援特別給付金（以下「給付金」という。）を支給することに關し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童扶養手当受給者 令和7年12月分の児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）による児童扶養手当（以下「児童扶養手当」という。）の支給を受けている者をいう。
- (2) 全部支給停止者 法第9条から第11条まで又は第13条の2の規定により、手当の全部を支給しない者をいう。
- (3) 新規資格認定者 児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号。以下「規則」という。）第1条による認定請求を行い、法第6条による認定を受け、児童扶養手当の支給を受けている者をいう。
- (4) 増額改定者 規則第2条による改定の届出を行い、法第8条第1項による改定をされ、児童扶養手当の支給を受けている者をいう。
- (5) 監護等児童 法第5条第2項に規定する監護等児童をいう。

### (支給対象者)

第3条 給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、児童扶養手当の支給を受けている者のうち、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 市から令和7年12月分の児童扶養手当の支給を受けている児童扶養手当受給者。ただし、全部支給停止者を除く。
  - (2) 市に令和7年12月から令和8年3月までの間に認定請求し、新規に受給資格の認定を受けた新規資格認定者。ただし、全部支給停止者を除く。
  - (3) 市に令和7年12月から令和8年3月までの間に手当額の改定の届出を行い、手当額が改定された増額改定者。ただし、全部支給停止者を除く。
- 2 前項の規定にかかわらず支給対象者が、当該者に対する給付金の支給される日までの間に死亡した場合においては、当該者の監護等児童であった者に対して、給付金を支給するものとする。

### (給付金の支給)

第4条 市長は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、給付金を支給する。

- 2 前項の規定により支給対象者に対して、監護等児童1人につき2万円を1回に限り支給する。

### (支給対象者に対する給付金の支給の決定等)

第5条 市長は、支給対象者に対し、給付金の支給について通知するものとする。

- 2 支給対象者は、給付金の受給を拒否するときは、市長が別に定める日までに市長に申し出なければならない。
- 3 市長は、前項の申出を受けたときは、高知市ひとり親世帯生活支援特別給付金受給拒否届出書（様式第1号）を同項の申出を行った支給対象者（以下「給付拒否者」という。）に交付するものとし、当該届出書の交付を受けた給付拒否者は、市長が別に定める日までに当該届出書により市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、前項の規定による届出をしなかった支給対象者について、速やかに給付金の支給を決定し、当該者に対し、給付金を支給する。

### (支給対象者に対する給付金の支給の方法)

第6条 支給対象者に対する給付金の支給は、児童扶養手当口座振込方式（直近の児童扶養手当振込時における指定口座に振り込む方式をいう。以下同じ。）により行う。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める方式によって支給する。

- (1) 支給対象者が直近の児童扶養手当振込時における指定口座を解約等している場合 指定口座振込方式（支給対象者が指定する口座に振り込む方式をいう。）

- (2) 支給対象者が金融機関に口座を開設していない場合、金融機関から著しく離れた場所に居住している場合  
その他児童扶養手当口座振込方式又は前号に定める方式による支給が困難な場合 窓口現金受領方式（窓口で現金を交付することにより支給する方式をいう。）  
(支給が行われなかった場合等の取扱い)

第7条 市長が第5条第4項の規定による支給決定を行った後、当該支給対象者の口座が解約、変更等されることによる振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、当該支給対象者と連絡が取れない等の事由により、令和9年3月31日までに給付金を支給できなかったときは、当該支給決定はなかったものとみなす。

(不当利得の返還)

第8条 市長は、第5条第4項の規定により給付金の支給決定を受けた支給対象者が支給対象者の要件を満たさなくなったとき、又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けたことが明らかになったときは、当該支給決定を取り消し、支給を行った給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第9条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年1月7日から施行する。